

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 5 月 7 日改定）

掲載日 2025 年 5 月 7 日

■無通帳型総合口座特約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
3 有通帳口座への切替 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2)</u> この口座のキャッシュカード又はダイレクトサービスの利用を廃止するときは、あらかじめ<u>前項</u>の申込みをしてください。 <u>(3)</u> 第 1 項の取扱いについては、当行所定の料金を現金でいただきます。 <u>(新規)</u>	3 有通帳口座への切替 (1) (同左) <u>(2)</u> 前項のほか、この口座を有通帳口座とする申込みは、当行所定の現金自動預払機の画面表示等の操作手順に従って、当行所定の手続を行うことができます。申込みが完了した後は、この口座を有通帳口座とし、当行所定の方法により通帳を交付します。この場合、ダイレクトサービスにおける取扱内容の照会期間は、この口座の利用を申し込む前の当行所定の照会期間に戻ります。 <u>(3)</u> この口座のキャッシュカード又はダイレクトサービスの利用を廃止するときは、あらかじめ<u>第 1 項又は前項</u>の申込みをしてください。 <u>(4)</u> 第 1 項の取扱いについては、当行所定の料金を現金でいただきます。 <u>(5)</u> <u>第 2 項の取扱いについては、当行所定の料金を、この口座の預り金から控除することによりいただきます。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2024 年 1 月 4 日</u>から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2025 年 5 月 7 日</u>から実施します。

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
第37条（適用範囲） 1・2 (略) 3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。	第37条（適用範囲） 1・2 (同左) 3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、<u>ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章を、</u>ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、<u>手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章の、</u>ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。
第39条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u> <u>⑥</u> ゆうちょ P a y において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>⑦</u> その他当行が別途定める取扱い 2 (略)	第39条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～⑤ (同左) <u>⑥</u> <u>手続きアプリにおいてカード等の暗証を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑦</u> ゆうちょ P a y において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>⑧</u> その他当行が別途定める取扱い 2 (同左)
第40条（本サービスの利用） 1～4 (略) 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ、<u>ゆうちょ P a y 及び口座貸越サービス</u>において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間	第40条（本サービスの利用） 1～4 (同左) 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ<u>及び</u>ゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆ

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 5 月 7 日改定）

現 行	改定後
が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①～⑤ （略） <u>（新設）</u> <u>⑥</u> （略） 6～16 （略） 17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第 2 項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ、<u>ゆうちょ P a y</u> <u>及び口座貸越サービス</u>において当行所定の取引を行うことができません。	うちダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①～⑤ （同左） <u>⑥ 前条第 1 項⑥に規定する取扱い</u> <u>⑦</u> （同左） 6～16 （同左） 17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第 2 項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ <u>及び</u>ゆうちょ P a yにおいて当行所定の取引を行うことができません。
第46条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） 1 利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシー <u>及びゆうちょダイレクト規定</u>に従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。 2 当行は、本サービスの利用状況を把握するため、アプリ起動ログ、<u>ブラウ</u>ザ閲覧ログ等を収集する場合があります。 3 当行は、<u>利用者が当行に提供した</u>利用者情報その他の情報及びデータ等を、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。 4 （略）	第46条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） 1 利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシー及び <u>本条の定め</u>に従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。 2 当行は、本サービスの利用状況を把握するため、アプリ起動ログ <u>及び</u>ブラウザ閲覧ログ等を収集する場合があります。 3 当行は、利用者情報その他の <u>利用者に関する</u>情報及びデータ等を、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。 4 （同左）

以 上